

由仁町空き店舗等活用促進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、町が指定する区域で空き店舗等を活用して起業する者に対し、空き店舗等活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することで開業資金の負担を軽減し、創業の促進を図ることにより、由仁町への定住、交流人口及び関係人口の増加並びに地域事業者への経済波及効果をもたらし、地域経済の発展に寄与するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業等 起業を予定する中小企業その他法人等
- （2） 個人事業者 起業を予定する個人事業者
- （3） 事業所等 事業の用に供する事業所、店舗その他事業に必要とする施設（建物内のテナントを含む。）で、サービスの提供、販売等を直接行う施設
- （4） 空き店舗等 かつて事業や住居の用に使用され、事業所等で現に事業を営んでいる個人又は法人がおらず、事業が営まれていない建物若しくは事業を営むために新たに建設する店舗等
- （5） 起業
 - ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出をして新たに補助対象区域内で事業を開始すること。
 - イ 事業を営んでいない個人が、新たに中小企業等を設立し、補助対象区域内で事業を開始すること。
 - ウ 既に事業を営んでいる個人又は中小企業等が、新たに補助対象区域内で事業を開始すること。
 - エ 事業を営んでいない個人又は新たに設立された中小企業等（事業を営んでいない個人が設立した者に限る。）が、町内の既存事業（経営資源含む。）を引き継いで、新たに補助対象区域で事業を開始すること。
- （6） 補助対象区域 別表第1で定める区域をいう。
- （7） 従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付申請年度内に補助対象区域内で起業する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小企業等にあつては、次のア又はイのうちいずれか1つの要件を満たす法人であること。ただし、組合、連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人若しくは次のア又はイのうちいずれか1つの要件を満たす法人であること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定される要件に該当すること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下であること。

(2) 由仁町に住民登録を有し現に居住している、若しくはその見込みがある個人事業者であること。

(3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく認定を受けた創業支援等事業計画による特定創業支援等事業（以下「特定創業支援事業」という。）を受ける者（前条第5号ウに該当する者を除く。）

(4) 事業所等で1週間あたり概ね4日以上かつ年間240日以上営業を行う者

(5) 別表第2に掲げる業種以外の事業を行う場合は、従業員の数が3名以上であること。

(6) 5年以上の事業継続の意思がある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象とならない。

(1) 公共法人

(2) 経済団体、文化団体、特定非営利活動法人、公益法人等の非営利団体（収益事業を反復継続する場合は除く。）

(3) 法人格のない任意団体

(4) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者

(5) 由仁町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年由仁町条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員

(6) 政治的活動又は宗教的活動に関する事業を行う者

(7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある事業を行う者

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う者

(9) 1親等以内の親族から引き継いで事業を行う者

(10) 仮設又は臨時の事業所等でその配置が恒常的でない事業所等で事業を

行う者

- (11) 自宅の一部を利用した事業所等を使用する場合において、生活空間と事業を行う場所が明確に区分されていない事業所等で事業を行う者
- (12) 関係法令等に抵触すると認められる事業所等で事業を行う者
- (13) 本要綱に基づく補助を受けたことがある者
- (14) 市町村税を滞納している者
- (15) その他町長が適当でないと判断した者
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業開始にあたり必要な経費のうち、別表第3に掲げるものとし、第6条に規定する補助金の交付申請日以降に支出したものとする。

2 前項に規定する補助対象経費の算出にあつては、次の経費を除く。

- (1) 建物等の除去費、家賃、敷金、印紙、租税公課、光熱水費、役員報酬、人件費、食糧費、接待費、旅費、保険料、借入金、利子償還金、娯楽費及び通信料
- (2) 住宅として使用する部分に係るもの
- (3) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (4) その他町長が適正でないと認めたもの
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費から国及び北海道等の補助制度の補助金額を控除した額のうち、別表第4に掲げる額とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、由仁町空き店舗等活用促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 誓約書（別記様式第4号）
- (4) 特定創業支援等の事業を受けたことがわかるもの（第2条第4号ウに該当する者を除く。）
- (5) 事業所等の位置がわかるもの
- (6) 個人事業者にあつては、身分証明書の写し
- (7) 中小企業等にあつては、定款及び登記事項証明書の写し

- (8) 市町村税の納税証明書
- (9) 開業等の届け出の写し
- (10) 営業に関して必要な許認可等の許可書の写し（許認可を必要とする業種に限る。）
- (11) 国及び北海道の補助制度を活用している場合には、補助金額がわかるものの写し
- (12) その他町長が必要と認めるもの

2 前項第8号、第9号及び第10号の書類について、交付申請時に提出できない場合にあっては、第11条に規定する実績報告時に提出するものとする。

3 第1項に定める申請書類の提出にあたっては、事前に由仁町商工会（経営指導員）による事業計画書の確認を受けるものとする。ただし、金融機関からの借入を行う事業計画であって、当該借入に係る金融機関の審査が終了している場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対し、交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（着手）

第8条 申請者は、前条の規定による交付決定後に着手するものとする。

2 申請者は、やむを得ない事由により交付決定前に着手する必要があるときは、交付決定前着手届（別記様式第6号）を第6条に規定する交付申請と同時に町長に提出し、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承のうえで着手することができる。

（変更又は廃止の申請及び承認）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定通知後に内容を変更又は廃止する場合には、変更（廃止）申請書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業者に対し、変更後の交付決定額を記載した変更（廃止）承認書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（状況報告等）

第10条 町長は、必要と認めるときは、補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告させ又は検査を行うことができる。

（補助金の実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から1月以内又は

補助金の交付決定の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、由仁町空き店舗等活用促進事業補助金実績報告書（別記様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第10号）
 - (2) 収支決算書（別記様式第11号）
 - (3) 領収書等
 - (4) 事業を開始したことがわかるもの
 - (5) 事業内容が確認できる写真、チラシ等
 - (6) その他町長が必要と認めるもの
- （補助金の額の確定）

第12条 町長は前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、補助額確定通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

（補助金交付決定の取り消し）

第13条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (4) 補助金の交付申請年度内に事業所等を開設しないとき。
- (5) 補助金の交付を受けた日から5年以内に廃業又は第三者に事業を売却若しくは譲渡したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずる場合は、取消通知兼返還命令書（別記様式第13号）により通知するものとする。

（帳簿及び書類の備付け等）

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を備え、これを整理し、補助金の交付決定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に定める期間において、町長が必要と認めたときは、書類の全部又は一部の写しを提出し、事業実施の効果について報告するとともに、事業所等の調査に応じなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」

という。)について、完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従って運用しなければならない。

2 補助事業者は、取得価格が単価10万円以上の取得財産について、補助事業が完了した日から5年間は、処分をしてはならない。ただし、町長が特に認めたときはこの限りではない。

3 前項の規定により、補助事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、町長は、その収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	補助対象区域
由仁地区	別図 1
三川地区	別図 2
川端地区	別図 3

別表第 2（第 3 条関係）

業種 （日本標準産業分類による）	例示
飲食店	レストラン、焼肉屋、ラーメン屋、居酒屋、寿司屋、スナック、カフェ など
宿泊業	旅館、民宿、ホテル など
持ち帰り、配達飲食サービス	パン屋、弁当屋、仕出し、菓子店 など
小売業	商店（飲食料品販売など）、洋服店、電気店、薬局 など（個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの、自店内で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するもの）
洗濯、理容、美容業	クリーニング店、理容店、美容店、エステ、ネイルサロン など

別表第 3（第 4 条関係）

経費区分	内容
用地及び建物購入費	事業を行うために必要な補助対象区域内の用地取得費、空き店舗等の購入費、新たに事業を行うために建設する建物の建築費
事業所等改修費	事業所等の改修等（設計費、デザイン委託費等を含む。）に要する経費（ただし、改修工事については、原則、町内事業者へ発注するものとする。）
備品購入費	装置、機器、機械器具等の購入費（ただし汎用性があり、使用目的が事業遂行と特定できないもの（車両、パソコン等）の購入を除く。）
広告宣伝費	商品やサービスを P R し、誘客又は顧客化につながるための広告宣伝に要する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、町長が必要かつ適当と認める経費

別表第 4（第 5 条関係）

区分	補助率	補助上限額
1 事業所等を新築する場合	補助対象経費から国及び北海道の補助制度の補助額を控除した額のうち 2 分の 1 以内	300万円
2 上記 1 以外で事業所等を改修する場合	補助対象経費から国及び北海道の補助制度の補助額を控除した額のうち 2 分の 1 以内	200万円

別記様式第1号（第6条関係）

由仁町空き店舗等活用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

由仁町長 様

申請者 住所
氏名

事業名 由仁町空き店舗等活用促進事業補助金

上記の事業に対し、補助金の交付を受けたいので、由仁町空き店舗等活用促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | | |
|---|-------------|--------|---|-----|
| 1 | 事業の着手及び完了期日 | 年 | 月 | 日から |
| | | 年 | 月 | 日まで |
| 2 | 補助金交付申請額 | 金 | | 円 |
| 3 | 事業内容 | | | |
| 4 | 添付書類 | 別紙のとおり | | |

別記様式第2号（第6条関係）

事業計画書

計画作成日

年

月

日

1 申請者の概要等

法人・個人の別 (どちらかに○)	法人・個人		
種別 (いずれかに○)	新規事業・町外から由仁町への進出・事業継承		
ふりがな			
(法人の場合) 法人名 (個人の場合) 氏名			
ふりがな			
代表者職名・氏名 (法人のみ)			
ふりがな			
屋号			
事業所等所在地(住所) 及び電話番号	住所: 由仁町 電話番号:		
事業開始予定年月日	年 月 日		
資本金又は出資金 (法人のみ)	円		
従業員数	人	うち 常勤役員等 常勤従業員 パート・アルバイト	人 人 人
主たる業種 (日本標準産業分類に基づ く中分類を記載)			
取引銀行 (支店名まで記載)			
担当者 連絡先	ふりがな		
	担当者	(氏名)	
	電話番号 FAX番号	電話番号(固定) 電話番号(携帯) FAX番号	
	メールアドレス		

2 代表者の職歴について

期間	勤務先・職業等
年 月 日～ 年 月 日	

3 事業に必要な資格・許認可等

資格・許認可等の名称	取得（予定）年月日
	年 月 日

4 事業概要

（１）事業の目的と具体的な内容、製品やサービスについて記載してください。

事業の目的	
事業の具体的な内容	
製品やサービス	
事業のセールスポイント	
その他（上記以外で特徴的なものがあれば記載してください）	

（２）創業・由仁町への進出・事業継承の動機・きっかけを記載してください。

--

（３）顧客や収益構造、将来の展望（どういった顧客をターゲットに事業を行い、どのように収益を上げるのか、どのように事業を成長させていくのか）を記載してください。

--

（４）事業を実施するにあたっての経験や人脈を記載してください。

--

（５）地域経済への波及効果を記載してください。

--

5 経営計画等（事業全体の経営計画等）

(1) 事業の見通し及び売上計画

(単位：円)

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①売上高						
②売上原価						
③売上総利益 (①－②)						
経費						
	④経費合計					
⑤営業損益 (③－④)						
⑥資金調達方法	自己資金					
	金融機関からの借入金					
	補助金等					
	その他					

(2) 事業スケジュール及び売上高計画（1年目から5年目まで各年でどのような事業を実施するのか、それにより売上高がどのようになるのか）を記載してください。

実施時期	具体的な実施内容	売上高計画
1年目		
2年目		
3年目		
4年目		
5年目		

別記様式第3号（第6条関係）

収支予算書

収入の部

（単位：円）

項目	金額	摘要
自己資金		
借入金		
他の補助金		
その他		
合計		

支出の部

（単位：円）

項目	事業に要する経費 （税込）	うち補助対象経費 （税抜）	備考
用地及び建物購入費			
事務所等改修費			
備品購入費			
広告宣伝費			
その他の経費			
合計			

補助金交付申請額

補助対象経費合計（A）	
他の補助金（B）	
補助対象経費から他の補助 金を除いた額（C） （A）－（B）	
補助率（D）	
（C）×（D）＝（E）	
補助上限額（F）	
補助金交付申請額 （E）と（F）のうち、 いずれか低い額	

別記様式第4号（第6条関係）

誓約書

年 月 日

由仁町長 様

申請者 住所
氏名

私（当社）は、由仁町空き店舗等活用促進事業補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、私（当社）が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 新に創業する際、特定創業支援等事業を受けていない場合は、由仁町商工会が実施する「創業塾」に参加します。
- 2 公共法人ではありません。
- 3 経済団体、文化団体、特定非営利活動法人、公益法人等の非営利団体の場合、収益事業を反復継続しない者ではありません。
- 4 営業に関して必要な許認可等を取得していること（未取得の場合は営業開始までに取得すること）を確約します。
- 5 私は、由仁町暴力団排除の推進に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員ではありません。
- 6 次に掲げる事業を行う者ではありません。
 - ア 政治活動又は宗教活動に関するもの
 - イ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項の規定する店舗型性風俗特殊営業
- 7 1親等以内の親族から引き継いで事業を行う者ではありません。
- 8 仮説又は臨時の事業所等でその設置が恒常的でない事業所等で事業を行う

者ではありません。

- 9 事業所等として自宅の一部を利用した場合において、生活空間と事業を行う場所が明確に区分されていない者ではありません。
- 10 農地法等の関係法令等に接触する事業所等で営業する者ではありません。
- 11 過去に由仁町空き店舗等活用促進事業補助金の交付を受けた者ではありません。
- 12 市町村税を滞納しているものではありません。
- 13 補助金交付決定のため、住民票並びに町税等の課税及び納付に関する調査、照会及び閲覧されることを承諾します。
- 14 由仁町空き店舗等活用促進事業補助金の交付を受けた日から5年以内に廃業又は第三者に事業を売却、又は譲渡したときは、由仁町の指示に従い、交付された補助金の全部又は一部を速やかに由仁町に返還することについて同意します。
- 15 本誓約に反する事実が明らかになった場合、由仁町の指示に従い、補助金交付決定の取り消しを受け、交付された補助金を速やか由仁町に返還することについて同意します。
- 16 町長が必要と認めた場合は、申請書及び添付書類の内容の確認に必要な書類を提出すること及び現地確認を行うことについて同意します。

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

由仁町長

由仁町空き店舗等活用促進事業補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった由仁町空き店舗等活用促進事業補助金について、次のとおり決定したので、由仁町空き店舗等活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 由仁町空き店舗等活用促進事業補助金 交付決定額

金 _____ 円

2 不交付の理由

別記様式第6号（第8条関係）

年 月 日

由仁町長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

由仁町空き店舗等活用促進事業補助金
交付決定前着手届

由仁町空き店舗等活用促進事業補助金交付要綱第8条第2項に規定された交付決定前着手に必要があることから、注意事項を了承の上、届出します。

記

- 1 事業実施の所在地 由仁町
- 2 着手（予定）日 年 月 日
- 3 交付決定前着手を必要とする理由

（注意事項）

- 1 交付決定を受けるまでの期間に、天災等の事由によって実施した事象に対する損失が生じた場合は、申請者自ら負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が補助金交付申請額に達しない場合においても、異議申し立てしないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間においては、計画の変更は行わないこと。

別記様式第7号（第9条関係）

由仁町空き店舗等活用促進事業補助金
変更（廃止）申請書

年 月 日

由仁町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 年由仁町第 号指令で交付決定のあった由仁町空き店舗等活用促進事業補助金の変更（廃止）について、承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 由仁町空き店舗等活用促進事業補助金 交付決定額

金 _____ 円

2 変更（廃止）の理由

別記様式第8号（第9条関係）

年 月 日

由仁町空き店舗等活用促進事業補助金
変更（廃止）承認書

様

由仁町長

年 月 日付けで申請のあった由仁町空き店舗等活用促進事業補助金の変更（廃止）について、提出書類を審査し、次のとおり決定したので、由仁町空き店舗等活用促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更（廃止）の承認 承認する ・ 承認しない
- 2 変更後の交付決定額 金 _____ 円
- 3 付記意見

別記様式第9号（第11条関係）

由仁町空き店舗等活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日

由仁町長 様

申請者 住所
氏名

事業名 由仁町空き店舗等活用促進事業補助金

年 月 日付け 年由仁町第 号指令をもって補助金の交付の決定を受けた上記の事業は、 年 月 日完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 当該年度収支決算書
- (3) 口座振替払いの振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称		口座番号	口座名
銀行	本店	普通	(フリガナ)
金庫	支店	当座	
組合	支所	その他	

別記様式第10号（第11条関係）

事業報告書

報告書作成日

年 月 日

1 申請者の概要等

法人・個人の別 (どちらかに○)	法人 ・ 個人		
ふりがな			
(法人の場合) 法人名 (個人の場合) 氏 名			
ふりがな			
代表者職名・氏名 (法人のみ)			
ふりがな			
屋 号			
事業所等所在地(住所) 及 び 電 話 番 号	住 所: 由仁町 電話番号:		
事業開始年月日	年 月 日		
資本金又は出資金 (法人のみ)	円		
従 業 員 数	人	うち 常勤役員等 常勤従業員 パート・アルバイト	人 人 人
主 たる 業 種 (日本標準産業分類に基づ く中分類を記載)			
取 引 銀 行 (支店名まで記載)			
担当者 連絡先	ふりがな		
	担 当 者	氏名)	
	電 話 番 号 F A X 番 号	電話番号(固定) 電話番号(携帯) FAX番号	
	メールアドレス		

2 事業に必要な資格・許認可等

資格・許認可等の名称	取得年月日
	年 月 日

3 事業実施概要

(1) 事業の具体的な実施内容

日程（年月日）	事業の内容

(2) 今後の展開

--

別記様式第11号（第11条関係）

収支決算書

収入の部 (単位：円)

項目	金額	摘要
自己資金		
借入金		
他の補助金		
その他		
合計		

支出の部 (単位：円)

項目	事業に要する経費 (税込)	うち補助対象経費 (税抜)	備考
用地及び建物購入費			
事務所等改修費			
備品購入費			
広告宣伝費			
その他の経費			
合計			

補助金交付申請額

補助対象経費合計（A）	
他の補助金（B）	
補助対象経費から他の補助 金を除いた額（C） （A）－（B）	
補助率（D）	
（C）×（D）＝（E）	
補助上限額（F）	
補助金交付申請額 （E）と（F）のうち、 いずれか低い額	

別記様式第12号（第12条関係）

年 月 日

様

由仁町長

由仁町空き店舗等活用促進事業補助金
補助額確定通知書

年 月 日付け由仁町空き店舗等活用促進事業補助金実績報告書の審査の結果、補助金額を次のとおり確定したので、由仁町空き店舗等活用促進事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 由仁町空き店舗等活用促進事業補助金 確定額

金 _____ 円

（教示）

別記様式第13号（第13条関係）

年 月 日

様

由仁町長

由仁町空き店舗等活用促進事業補助金
取消通知兼返還命令書

年 月 日付け 年由仁町第 号指令で交付決定を行った由仁町空き店舗等活用促進事業補助金について、取消を決定したので、由仁町空き店舗等活用促進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

なお、既に交付した補助金があるときは返還を命じます。

記

1 取消（返還）の理由

2 返還すべき金額 金 _____ 円

3 返還期限 年 月 日

（教示）